

原議保存期間	3年（令和5年3月31日まで）
有効期間	一種（令和5年3月31日まで）

各地方機関の長
各都道府県警察の長 殿

警察庁丙組暴発第4号、丙組組企発第136号、丙組銃発第5号
令和2年3月30日
警察庁刑事局組織犯罪対策部長

六代目山口組と神戸山口組との対立抗争に伴う取締りの更なる強化等について（通達）

六代目山口組と神戸山口組との対立抗争に伴う取締り等については、「六代目山口組と神戸山口組との対立抗争に伴う更なる取締りの強化等について（通達）」（平成29年3月30日付け警察庁丙組暴発第3号ほか。以下「旧通達」という。）等に基づき推進してきたところ、本年1月に両団体を特定抗争指定暴力団等に指定して以降は、銃器を使用した殺人事件の続発といった状況は発生していないが、対立抗争を封じるため、警察庁においては、旧通達に基づき設置した、別紙「六代目山口組・神戸山口組対立抗争集中取締本部」を継続し、両団体に対する取締りの更なる強化等を図ることとした。

各都道府県警察にあつては、下記の点に留意しつつ、一層の取組の強化を図られたい。

なお、旧通達は廃止する。

記

1 体制の継続

関係都道府県警察にあつては、部門横断的な取締り体制による、両団体に対する集中取締本部を継続すること。

2 関連情報の収集

両団体に係る各種情報収集の強化に努め、関連情報を入手した際には、断片的なものを含めて警察庁に速報すること。

3 取締りの強化

これまでに発生した事件について徹底的に捜査するとともに、対立抗争に起因する事件の続発を防止するため、その火種となり得るものを含め、両団体に対する取締りを徹底的に行うこと。また、事件の掘り起こしにより、組織トップを含む構成員等を大量に検挙隔離し、組織の弱体化に努めること。

併せて、徹底した情報収集と捜索により、銃器等の押収に努めること。

4 警戒の強化

これまでに銃器を使用した殺傷事件が発生していることを踏まえ、警戒に当たっては、万が一にも一般市民が巻き添えになることがないように、場所の選定、警戒態勢、要員の配置、警戒の方法等について十分に検討し、市民の安全確保に万全を期すとともに、装備資機材を活用して受傷事故の防止にも十分に留意し、不安を感じている一般市民が多いとみられることを踏まえ、市民に対する適切な情報提供等に努めること。

また、管内の攻撃対象となる可能性が高い人物・関係先等に対する警戒方法等の点検・見直しを行うなど、不法行為の抑止、警戒の更なる強化に努めること。

なお、両団体による対立抗争が長期化しているため、幹部は様々な機会を捉えて警戒要員に対する督励を実施し、緊張感の保持に努めること。

六代目山口組・神戸山口組対立抗争集中取締本部（設置要綱）

1 任務

六代目山口組と神戸山口組との対立抗争に伴う情報収集、取締り、警戒活動等の更なる推進を図る。

2 構成及び運営

- (1) 六代目山口組・神戸山口組対立抗争集中取締本部（以下「本部」という。）は、本部長及び構成員をもって組織し、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。

本部長	刑事局組織犯罪対策部長
構成員	刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課長 刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策企画課長 刑事局組織犯罪対策部薬物銃器対策課長 生活安全局生活安全企画課長 交通局交通指導課長 警備局警備運用部警備第一課長

- (2) 本部長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者に対し、本部への出席を求めることができる。
- (3) このほか、本部の運営に関して必要な事項は、本部長が定める。

3 庶務

本部の庶務は、警察庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課で行う。

4 設置期間

平成28年3月7日から当分の間